

藤沢市政策研究室 ニュースレター

2005. **12** Vol. 1

Contents

- 論点解説 マンションの耐震強度偽装は、なぜ起きたのか？
- 論点解説 「三位一体改革」の決着と「第2期改革」
- 研究室からの風
- お知らせ 『藤沢政策研究』創刊

■ 発行にあたって

これまで政策研究室は、藤沢市が今後直面する地方分権や少子高齢化などの政策課題について、調査研究を進めてきました。このたび、本研究室の活動状況などを多くの皆様にご覧いただくとともに、少しでも日頃の業務に役立つ情報を提供するために、ニュースレターを発行することにしました。自治体運営に関連する、最新の政策動向などもお伝えし、充実した紙面を心がけます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

■ 論点解説 マンションの耐震強度偽装は、なぜ起きたのか？

2005年11月17日、日本建築史上で例を見ない耐震強度偽装事件が発覚した。原因は、むろん民間企業の利益優先・欲が絡んだ重大な詐欺行為である。この事件が国民に与えたショックは大きく、被害者であるマンション購入者は、「人生最大の危機」に陥ってしまった。

なぜ、この偽装を見抜けなかったか、建築確認制度にも問題があったと言わざるをえない。

我が国に建築士が登場したのは、戦後まもなくのことである。1950年に建築基準法と建築士法が施行され、国家試験をパスした専門家が誕生した（それまでは大工の棟梁及び一部学者と外国人建築士が中心であった）。

この建築基準法に基づき、建築設計・現場監理をする建築士（民間企業者）と確認行為をする吏員（建築主事）に役割分担された。

それからわずか48年後の1998年に建築基準法が一部改正され、中間検査・完了検査の義務化と指定確認検査機関（民間主事）の創設が行われた。続いて、翌1999年には、建築確認行為・中間検査・完了検査等が、民間に開放された。

本市でも、年約3,000件の確認行為を行ってきた。平成12年度の指定確認検査機関による確認行為は0.8%（25件）であったが、平成16年度には61.26%（1,828件、平成17年度は80%を超える）となり、確認行為の大半は指定確認検査機関で実施されている。ただし、違反行為等の是正や建築審査会の業務は、特定行政庁である市の業務である。

国家資格である建築士が誕生して50年足らずで建築確認行為を民間開放したことが、今回の重大事件を引き起こした原因ではないのか。

建築士が誕生してから、建築確認を行う職員（建築士）と設計事務所の建築士は、互いに情報を共有化し、法律の解釈、技術の向上等に努めてきた。指定確認検査機関で建築確認をする建築基準適合判定資格者（旧建築主事）には、特定行政庁の退職者でこの資格を取得した人が多く活用されている。

（裏面に続く）

また、指定確認検査機関によっては、大手住宅メーカーやゼネコン、設備会社が株主に名を連ねているケースもある。

今回の事件では、建築確認行為を行うにあたり、検査態勢や検査基準、仕様書、検査プロセスが徹底されず検査事務が行われてしまった。

このように建築士が誕生して以来、建築士仲間として信頼関係の中で建築行政が行われてきたという実態から「難しい国家試験をパスしてきた建築士が偽装することはない」と信じていたと言うのが本音であろう（考えが甘かったと言えるだろう）。

また、一般国民（市民）には建築確認行為が民間（指定確認検査機関）で行われていることすら十分に伝わっていない。今回のマスコミ報道で初めて知ったのではないだろうか。

行政としては、一般国民（市民）に対して、「建築確認行為は民間指定確認検査機関か行政による確認かその選択権は施主にある」ということなども含め、徹底して周知を図っていかなければならない。

確かに法律や資格制度が悪い訳ではなく、その法律に違反する者が悪いが、常にその被害者は、その道の専門家ではなく一般市民であり善意の第三者である。今後このような事件が起きないように総力を挙げて取り組まねばならない。

（政策研究室 重田龍雄）

■ 論点解説 「三位一体改革」の決着と「第 2 期改革」

「三位一体改革」が、とりあえずの決着をみた（今月 1 日に国・地方が合意）。税財政の分権改革に「三位一体」という冠がかぶせられてから 3 年以上にわたった改革論争は、いかなるゴールにたどり着いたのだろうか。中央集権に縛られてきた地方行財政が自主性を確立し、これからは自治体・地方公務員が夢に溢れた将来に向けて仕事できるようになるのだろうか。

答えは微妙、というよりも否である。「三位一体」の総決算は、①4 兆円以上に上る補助金削減、②約 3 兆円の税源移譲、③地方交付税の劇的な大幅削減であるが、このうち画期的なことと評価できるのは②のみである。②の税源移譲は、約 10 年前の「地方分権推進委員会」の時期には、夢のまた夢、まさに見果てぬ夢と思われていたのである。

しかし残りの 2 項目、①の補助金と③の交付税については、地方の不満と今後への不安は著しく大きい。これは、まず前者については、補助金削減が税源移譲より 1 兆円以上も上回り、その分の地方財源が消滅したためであり、しかも削減の大半が「補助率の削減」とされ（義務教育、国民健保、介護保険、児童扶養手当）、地方の自主性拡大にはつながらなかったためである。

また後者については、地方交付税が地方分権の理論とはまったく無関係に大幅削減されたためであり、さらに今後も圧縮が目論まれているためである。地方交付税の「改革」は、地方分権の理論からするかぎり、税源の移譲（＝地方財源の拡充）によって、その移譲額分の交付税が不要になり、交付総額が機械的に縮小するだけである。つまり交付税の大幅な削減は、地方分権の理論には存在しない。ここ数年間の交付税激減は、地方分権ではなく、国の財政再建という別の理屈に基づいて実施されたのである。この点をより明確に述べれば、「三位一体改革」とは、今や分権の実現ではなく、国の財政赤字縮小が主たる目的となって進められていると言っても、決して言い過ぎではない。

かくして「第 2 期改革」、地方の自主性を真に高める税財政の分権改革が、是非とも求められている。全国知事会など地方側が、2007 年度以降、5 兆円程度の追加の税源移譲を求めているのは、まさにここに理由がある。地方分権改革を、「三位一体」で終わりにしてはならないのである。

（政策研究室チーフ／神奈川大学教授 青木宗明）

■ 研究室からの風

✓ うがいの効用

風邪をひいてしまった。外せない会議が続いて苦しかった。十数年前、東京・霞ヶ関の官庁街に出入りしていた時代を思い出した。廊下の隅々にうがい機が置いてあった。薬剤入りの専用機である。2流官庁だと水だけだったり、うがい機がなかったりした。勝手に使わせてもらったが、具合がよかったように思う。税金でまかなわれていたのだろうが、役所全体の仕事の効率や医療費の支払いを考えると、気が利いた保健施策だったと思える。医学的には「うがいの風邪予防効果は大きくない」とされているそうだが、最近、「水うがいをすると風邪になるのを4割近くは抑えられる」との論文が発表になったそうである。うがい機のある市役所はいかがだろう。 (政策研究室 坂井敏晃)

✓ 中核市の面積要件撤廃の答申に思う

12月9日、第28次地方制度調査会の答申が出た。構成は3つの大きな柱からなる。第1は「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」で、助役・収入役制度の廃止、副市町村長制度の明確化、教育委員会設置の選択制などを答申。第2の「議会のあり方」では、休日・夜間議会の開催など議会の活性化方策、第3の「大都市制度のあり方」では、中核市の100k㎡以上という面積要件の廃止などを答申した。これにより藤沢市は、中核市の対象になる。政府は、今通常国会で地方自治法を改正し、平成19年からの施行を予定している。22ページに及ぶ答申文の最後の3行は、次の言葉で結んでいる。「都道府県行政に関する配慮から設定されてきた面積要件については、この際廃止することが適当である。」 (政策研究室 大水康秀)

✓ 政策法務の重要性

分権一括法により自治体の条例制定の対象領域が飛躍的に拡大したといわれるが、その反面従来からあった準則を始めとする国による自治体への関与が、関係の見直しによって法定受託事務に関するものを除きなくなってしまった。したがって、今後自治体が独自の政策を条例化するときには、常に先進自治体にならなければならない状況に置かれるということとなったのである。これからの自治体運営に当たり、職員一人一人がその状況を認識し、関係法令を十分理解した上で政策のルール化を行うことが必要である。当研究室においても、今後政策法務に関する相談等の対応機能の充実が急務であると思う。 (政策研究室 山口勝俊)

✓ 「恒久」と「暫定」

「恒久的減税」として小渕恵三内閣により導入された定率減税は、「日本経済も底を脱し」（財務相）たとして全廃となりつつある。一方、道路特定財源は、一般財源化にあたり「自動車を買う人は担税力がある。さらにこれだけ自動車が普及しているのに、全体の財政事情を考えて理解してもらえない」（首相）として「暫定税率」を維持したままの方針であるという。この暫定税率を導入したのは、田中角栄内閣である。ドライバーのひとりとして、公共交通のほとんどない地域の出身者として首相に反論もしたいが、「恒久的」よりも長い「暫定」、政策の評価以前の違和感が漂う。 (政策研究室 其田茂樹)

✓ 平成 17 年度 厚生労働白書再読

今夏に発行された厚生労働白書の特集は「地域という観点から社会保障制度サービスの在り方」であった。白書は①「高齢者介護」②「障害者福祉」③「少子化対策」④「生活保護」⑤「保健医療」⑥「雇用政策」の地域差を検証、それぞれの地域差を「地域の多様性とすべき格差：①における上乗せ横出しサービス、⑥」、「是正すべき格差：①における介護給付費、②、⑤」、「底上げの必要な分野：③」と類型化した。④「生活保護」に関しては、秋の生保・児童扶養手当協議会の結果を踏え検討とその態度を保留した。しかしいざ協議会が始まると、厚労省は「地方でできることは地方で」と国庫負担率の引き下げを主張。今読み返してみると厚労省にとって「生活保護」の地域差とは、「地域の多様性」だったようだ。 (政策研究室 田中聡一郎)

■ お知らせ 『藤沢政策研究』創刊

政策研究室の研究誌、『藤沢政策研究』（創刊準備号）を発行します。政策研究室の日々の調査研究成果はもちろんのこと、特集やインタビュー、藤沢市の施策の紹介、職員研修の様子など、読み物としても工夫しております。『藤沢政策研究』は市民・職員・読者の皆様とともに、よりよい藤沢市政を考えていくための雑誌を目指し、今後は年2回の発行を予定しています。皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。



特集に

「将来人口推計から見える藤沢市のかたち～人口減少社会と藤沢市」 (大水康秀)

スタッフレポートは、

「地方行財政改革の現状と問題点－認識すべき行革の背景と NPM の実態－」	(青木宗明)
「特例市・中核市制度と藤沢市－現状分析編－」	(其田茂樹)
「藤沢市と自治体シンクタンク」	(大水康秀)
「いい「まちの顔」をつくろう～藤沢市駅前改修運動のすすめ～」	(坂井敏晃)
「大規模地震に「橋」は耐えられるか」	(重田龍雄)
「緑化推進のための規制条例のあり方」	(山口勝俊)

他にも、**インタビュー**「藤沢人☆登場」には、合鴨農法で学校給食の有機米を栽培する須田直吉さん。**政策紹介**「Let's しごと塾」では勤労市民課の木幡秀夫課長に、藤沢市のニート・フリーター対策について紹介頂きました。また都市問題研究会や職員政策形成研修の様子などもレポートしています。

藤沢市政策研究室 ニュースレター Vol. 1 / 2005年12月発行	編集・発行 : 藤沢市政策研究室 (本館2階)
	TEL : 0466 - 50 - 3517 (直通) 2173 (内線)
	E-mail : research@city.fujisawa.kanagawa.jp

藤沢市政策研究室ニュースレターは、地方自治に関する最新の情報や政策動向を伝えるため、職員向けに毎月発行しています。掲載した内容は、研究員の個人的な見解です。